

議員提出議案第八号

第十次道路整備五箇年計画の投資規模確保等に関する意見書
このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、建設大臣、大蔵大臣に意見書を提出する。

昭和六十二年十一月十七日

提出者	三朝町議会議員	田 栗 公 雄
賛成者	三朝町議会議員	岩 井 澄 雄
賛成者	三朝町議会議員	吉 田 公 博
賛成者	三朝町議会議員	御 松 積
賛成者	三朝町議会議員	角 本 章

昭和六十二年拾壹月拾七日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

第十次道路整備五箇年計画の投資規模確保等に関する意見書

道路網の整備は、産業の発展はもとより、生活文化の向上など、国土の均衡ある発展と活力ある地域社会の形成に重要な役割を果たすものであるが、その整備状況は欧米各国に比べ立ち遅れている現状であり、更に整備促進を図る必要がある。

よって、政府におかれては、道路の計画的かつ着実な整備を図られるよう、次の事項について、格段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 一 第十次道路整備五箇年計画の総投資規模五十三兆円を確保すること。
 - 二 道路関係諸税の暫定税率を延長するとともに、揮発油税の道路整備特別会計への直入措置を拡充し、道路特定財源（自動車重量税を含む）の全額を道路整備費に充当することとはもとより、一般財源を大幅に投入すること。
 - 三 多極分散型国土形成の根幹をなす、高規格幹線道路の整備を促進すること。
 - 四 地域の振興を図り、住みよい地域づくりに資するため、地方道路整備臨時交付金制度を存続・拡充すること。
 - 五 積雪寒冷特別地域における道路交通の安全確保と円滑化を図るため、第九次積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画を策定し、所要の投資規模を確保すること。
 - 六 奥地等における産業の総合的な開発の基盤となる道路の整備促進を図るため、第七次奥地等産業開発道路整備五箇年計画を策定し、所要の投資規模を確保すること。
- 以上 地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出します。

昭和六十二年十一月十七日